

年金だより

市民課年金係 ☎ 973・5498

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の1月下旬に送付されます。

### ご家族の保険料を納付した場合

ご家族の国民年金を納付した場合は、その全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。ご自身の社会保険料の額と合算することができますので、ご家族分の控除証明書も申告書に添付して申告してください。

### 控除証明書をなくされた場合

再発行が可能です。  
コザ年金事務所 ☎ 933・3437、  
933・3438)へお問い合わせください。  
※市役所では再発行できません。



## 年金受給者の皆様へ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年1月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合があります。ありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

### 平成23年分 「扶養親族等申告書」が送付される方

| 年 齢    | 年 金 額    |
|--------|----------|
| 65 歳未満 | 108 万円以上 |
| 65 歳以上 | 158 万円以上 |

平成22年10月より、日本年金機構が保険料の収納業務を民間委託している委託事業者が変わりました

委託事業者(コザ年金事務所管内)

アイ・シー・アール

バックスグループ共同企業体

☎ 0954・69・1600

国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を行います。

へご注意ください！

委託業者が納付のご案内をする際は、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書により、保険料を納めていただくよう依頼します。よって銀行の口座番号を指定し、ATMの操作により保険料の振り込みをお願いすることはありません。また、納付書をお持ちでない方から、保険料をお預かりすることは決してありません。

【問い合わせ先】コザ年金事務所

☎ 098・933・3437